

化審法に基づく輸入数量届出に関する特別な手続きについて

平成23年6月
令和3年1月改訂
経済産業省
化学物質安全室

1. 目的

化審法においては、原則として、日本における製造・輸入事業者が自ら、前年度の製造輸入数量を届け出る義務があります。

※注

- ・ 一般化学物質の届出において製造・輸入数量が1トン未満の物質は届出不要です。
- ・ 試験研究用途の化学物質については届出不要です。
- ・ 届出不要物質は届出不要です。
- ・ 化審法の運用通知に定義された「製品」の輸入は届出の対象外になります。
- ・ 一般化学物質は混合物中の重量割合が10%未満の物質は届出不要です。
- ・ 混合物の場合、官報整理番号又はCAS番号ごとに適宜割り振ってそれぞれの物質の重量を提出して頂く必要があります。構成比率が不明な場合は混合物全量分を各々の物質の重量として届け出て頂いても構いません。
- ・ 用途が不明な場合は、一般的に考えられる用途もしくは「その他」で届け出て頂ければ結構です。

しかし、届出者（輸入者）において、企業機密等の問題により取扱いの物質やその構成比率等の特定が極めて困難である場合には、経済産業省の同意を得た上で化学物質の供給者（例えば海外の輸出事業者や製造事業者等）と協働で一般化学物質の届出を行うことができます。なお、特定化学物質、監視化学物質及び優先評価化学物質について同様の方法で届け出ることは認められません。

この手続きは届出者の義務を免除するものではありませんので、届出者の同意無しに、この手続を行うことはできません。

2. 手続の方法

- 届出者が化学物質の供給者との協働届出を希望する場合、まず当該届出者は経済産業省の問い合わせ先に連絡をして頂き、化学物質の供給者が数量届出の一部の欄を埋める旨を宣言する必要があります。
- 届出者は、経済産業省の問い合わせ先に連絡した後、可能な限り情報を書き込んだ届出書の写しを、仮の届出書として経済産業省に提出して下さい。併せて、自らのみでは届出が困難であることの理由及び化学物質の供給者に関する情報（氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者名及びその連絡先）を説明した一筆（別紙）を提出して下さい。

* 仮届出の内容で問題がある場合、経済産業省から届出者に連絡を取ることがあります。

- 届出者は、残りの欄を埋めるため、可能な限り情報を書き込んだ届出書を化学物質の供給者に譲渡して頂くこととなります。化学物質の供給者は届出書の残りの欄をすべて埋めたあと、直接経済産業省に届出を行って頂くこととなります。この際の媒体は、紙又は光ディスクでの提出となります。もし光ディスクで協働届出を行う場合には、化学物質の供給者から併せて、届出者が作成した様式21の光ディスク提出票を経済産業省に提出して下さい。

一般化学物質の届出は様式11により行って下さい。

- * CHRIPを使って頂ければ、CAS登録番号から官報整理番号への変換が可能です。また、提出に際し、届出書を効率的に作成可能な無料ソフトをウェブで配布しております（日本語版のみ）。当該ソフトを使用頂いてもCAS登録番号から官報整理番号への変換等ができます。

なお、様式11中の「物質名称」と「官報整理番号」が未記入の場合、届出書は受理できませんのでご注意下さい。CAS登録番号の記載は必須ではありません。

● 海外の輸出事業者や製造事業者の皆様へ

この協働届出のルールは、改正化審法における一般化学物質の届出にのみ適用され、他の法律や化審法上必要な税関手続きに関しては許容されていないことに留意して下さい。

労働安全衛生法や毒物及び劇物取締法等、日本において他法令の規制を受ける化学物質については、このルールによらず輸入者に対して情報を提供するようお願いいたします。